

想定される主な検討項目について

1 公共的施設における措置（第9条関係）

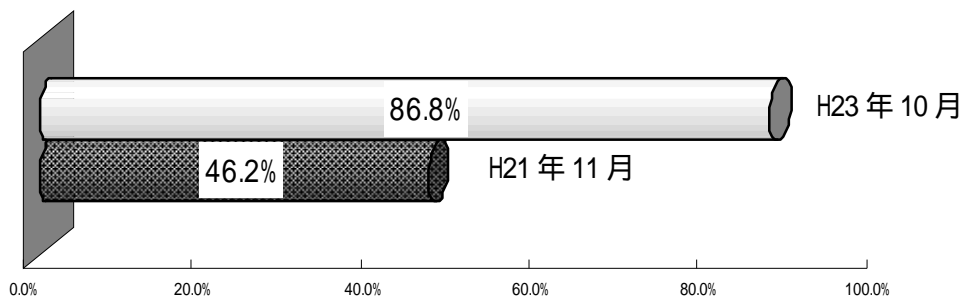
【現行】

学校、病院、物品販売店、官公庁施設等の「第1種施設」は、特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として「禁煙」を義務づけている。

飲食店、宿泊施設等の「第2種施設」は、受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として、「禁煙」または「分煙」を義務づけている。

<参考>

- 施設の条例への対応状況（受動喫煙に関する施設調査）



2 特例第2種施設（第21条関係）

【現行】

風俗営業施設、小規模飲食店、小規模宿泊施設については、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、禁煙・分煙の措置や表示等、条例の規制を努力義務としている。

<参考>

- 施設の条例への対応状況（H23年度受動喫煙に関する施設調査）

区分	禁煙	分煙	条例外の対策	全ての場所で喫煙可
特例第2種施設（飲食店）	28.5%	4.6%	22.5%	44.4%
特例第2種施設（宿泊施設）	40.3%	2.6%	26.0%	31.2%

時間分煙など

- 施設の条例への対応状況（戸別訪問等における確認結果 H25年3月末現在）

区分	禁煙	分煙	未対応（条例基準不適合を含む）・確認できなかった
特例第2種施設	67.0%	3.8%	29.3%

- 条例協力店

434店（H25年6月末現在）

特例第2種施設のうち自主的に第2種施設と同等以上の受動喫煙防止の措置を講ずる施設を位置付け、県が取組みをサポートするとともに、事業者と連携して、受動喫煙防止の取組みの必要性、重要性を県民にアピールしている。

3 表示（第 15 条関係）

【現行】

施設管理者に施行規則で定める「禁煙」「分煙」等の表示を義務づけている。

<参考>

- ・ 条例を認知した媒体、または望ましい情報提供媒体として「禁煙や分煙の表示」を挙げた県民は 32.0%（H23 年度受動喫煙に関する県民意識調査）。
- ・ 禁煙や分煙の表示を見かける回数が増えたと感じている県民は 61.2%（同）。

4 罰則（第 23 条関係）

【現行】

条例による規制の実効性を確保するため、喫煙禁止区域で喫煙した個人や条例に定める義務に違反した施設管理者に過料を科すことを定めている。

<参考>

- ・ これまで、個人、施設管理者ともに罰則を適用した事例はない。

5 条例の対象施設（第 2 条関係）

【現行】

不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境（居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び喫煙所を除く）を有する施設（＝公共的施設）を対象としている。

よって、屋外（施設の敷地、路上等）や住居、職場は対象外となっている。

<参考>

- ・ 路上での喫煙対策については、安全確保や環境美化などの観点から、市町村において、路上喫煙防止条例の制定など、地域の実情に応じた取組みが進められている（条例で路上喫煙を規制している県内市町村：14 市町）。
- ・ 職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務付ける労働安全衛生法の改正案が国会に提出されたが、平成 24 年 11 月の衆議院解散により廃案となっている。